

改訂表 2022 旅行業実務シリーズ② 旅行業約款、運送・宿泊約款

日本航空の国内旅客運送約款の改正(2022 年 5 月 10 日適用)に伴いまして、テキストの該当部分を改訂いたします。以下の改訂表をご確認のうえご使用いただきますようお願い申し上げます。

2022 年 6 月 1 日
 (株)JTB 総合研究所

該当箇所	改訂前	改訂後	ポイント解説
P202 第 1 条 定義	認証コードとは、電子航空券を有することを証することができる確認番号、JAL マイレージバンク会員番号その他の会社が別に定めるものをいいます。	認証コードとは、電子航空券を有することを証することができる確認番号、JAL マイレージバンク会員番号その他の会社が別に定めるものをいいます。 <u>ただし、予約事項に令和 5 年 4 月 12 日以降の搭乗予定便が含まれる航空券の場合においては、電子航空券を有することを証することができる航空券番号、JAL マイレージバンク会員番号、その他の会社が別に定めるものをいいます。</u>	新運賃の導入により、確認番号を廃止し、航空券番号を認証コードとして利用
P210 第 17 条 紙片の航空券の紛失 2.(3) 3.	(3)前記第 1 号又は第 2 号の場合であって当該旅行を取り消したときは、第 22 条に準じて払い戻します。 3. 前項の場合で、払戻有効期間満了後の調査の結果、払戻しを行うときは、所定の払戻手数料及び取消手数料に加え、航空券 1 枚につき 2,000 円、料金券 1 枚につき 1,000 円の調査手数料を申し受けます。	(3) (削除)第 1 号又は第 2 号の場合であって当該旅行を取り消したときは、第 22 条に準じて払い戻します。 3. 前項の場合で、払戻有効期間満了後の調査の結果、払戻しを行うときは、所定の払戻手数料及び取消手数料に加え、航空券 1 枚につき <u>2,000 円(消費税込み)</u> 、料金券 1 枚につき <u>1,000 円(消費税込み)</u> の調査手数料を申し受けます。 <u>4. 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、予約事項に令和 5 年 4 月 12 日以降の搭乗予定便が含まれる航空券を払い戻す場合は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、払戻手数料を申し受けません。</u>	他の条項号と揃えるため「前記」を削除 税込み表示に変更 新運賃より払戻時の払戻手数料を廃止

該当箇所	改訂前	改訂後	ポイント解説
P212 第 19 条 適用運賃 及び料金	1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。 2. (略)	1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。 2. <u>前項の規定にかかわらず、予約事項に令和 5 年 4 月 12 日以降の搭乗予定便が含まれる航空券の適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、航空券の新規発行に際してはその発行日において、航空券の予約事項のうち搭乗予定便の変更に際してはその変更日において(変更した旅行区間の運賃及び料金に限りです。)、それぞれ旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。</u> 3. (略)	【新運賃の適用運賃基準日】 現運賃では、『搭乗予定便の変更時には、最初に購入された航空券の発行日において、搭乗日に有効な運賃』が適用されるが、新運賃では、『搭乗予定便の変更時には、 変更時において 搭乗日に有効な運賃』が適用される。
P213 第 21 条 旅客の都合による変更 (2)～(5)	(2)当該変更による適用運賃及び料金は、会社の別段の定めがある場合を除き、最初に購入された航空券の発行日において、旅客が変更後の航空機に搭乗する日に有効であった旅客運賃及び料金とします。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)	(2)当該変更による適用運賃及び料金は、 <u>会社規則に別段の定めがある場合を除き、最初に購入された航空券の発行日において、旅客が変更後の航空機に搭乗する日に有効であった旅客運賃及び料金とします。</u> (3) <u>前号の規定にかかわらず、予約事項に令和 5 年 4 月 12 日以降の搭乗予定便が含まれる航空券の変更による適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、航空券の変更日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略)	他の条項号と揃えるため「規則」を挿入 【新運賃の適用運賃基準日】 現運賃では、『旅程変更時には、最初に購入された航空券の発行日において、搭乗日に有効な運賃』が適用されるが、新運賃では、『旅程変更時には、 変更時において 搭乗日に有効な運賃』が適用される。

該当箇所	改訂前	改訂後	ポイント解説
P214 第 22 条 旅客の都合による払戻しと払戻手数料及び取消手数料	1. 航空券を旅客の都合により払い戻す場合には、 (中略) なお、この場合、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の 1 旅行区間につき 440 円の払戻手数料を申し受けます。 2. (略) 3. (略)	1. 航空券を旅客の都合により払い戻す場合には、 (中略) なお、この場合、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の 1 旅行区間につき 440 円(消費税込)の払戻手数料を申し受けます。 2. (略) 3. (略) <u>4. 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、予約事項に令和 5 年 4 月 12 日以降の搭乗予定便が含まれる航空券を払い戻す場合には、会社規則に別段の定めがある場合を除き、払戻手数料を申し受けません。</u>	税込み表示に変更 新運賃より払戻時の払戻手数料を廃止
P215 第 23 条 払戻期間	旅客運賃又は料金の払戻しは、当該航空券の有効期間満了後の翌日から起算して 10 日以内に限り行います。	<u>1. 旅客運賃又は料金の払い戻しは、当該航空券の有効期間満了後の翌日から起算して 10 日以内に限り行います。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、予約事項に令和 5 年 4 月 12 日以降の搭乗予定便が含まれる航空券の旅客運賃又は料金の払い戻しは、会社規則に別段の定めがある場合を除き、当該航空券の有効期間満了後の翌日から起算して 30 日以内に限り行います。</u>	新運賃より払戻期間を航空券の有効期間満了後の翌日から起算して 30 日以内に延長(全日空と同じになる。)
P225 第 41 条 従価料金	手荷物及び旅客が装着する物品の価額の合計が 15 万円を超える場合には、旅客はその価額を申告することができます。この場合には、会社は、従価料金として、申告価額の 15 万円を超える部分について 1 万円毎に 10 円を申し受けます。	手荷物及び旅客が装着する物品の価額の合計が 15 万円を超える場合には、旅客はその価額を申告することができます。この場合には、会社は、従価料金として、申告価額の 15 万円を超える部分について 1 万円毎に 10 円 (消費税込) を申し受けます。	税込み表示に変更

該当箇所	改訂前	改訂後	ポイント解説
P229 付則第1条 適用期日	この運送約款は令和3年3月28日から適用します。	この運送約款は令和4年5月10日から適用します。	

以上

正誤表 2022 実務シリーズ② 旅行業約款、運送・宿泊約款

標記テキストの国内旅客運送約款理解度チェックの解答に誤植がありましたので訂正してお詫び申し上げます。

2022年6月1日
 (株)JTB 総合研究所

該当箇所	誤	正
P299 【問題1】 16.	16.(○)	16.(×) ※日本航空の約款改正に伴い、解説は以下に改訂します。 第23条による。「14日以内」⇒「10日以内」が正しい。 <u>ただし、令和5年4月12日以降の搭乗予定便が含まれる場合は、「30日以内」</u> なお、全日空は「30日以内」

以上